

## 西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント運用規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、西条市SDGs推進協議会規約第31条の規定に基づき、西条市と共同運用するLOVESAIJOプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を通じたLOVESAIJOポイント（以下「ポイント」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン 通常の電話としての通話機能に加え、電子計算機と同等の機能を持たせた携帯電話
- (2) タブレット端末 電子計算機と同等の機能を持たせた板状の携帯機器
- (3) アプリケーション ポイントの運用の目的を果たすための電子計算機で作動するソフトウェアであり、西条市が提供するもの及び適正なポイント運用が可能として西条市が認めたもの
- (4) 利用者 自身が所有するスマートフォン又はタブレット端末にアプリケーションをインストールした者及びLOVESAIJOポイント部会長（以下「部会長」という。）が特別に認めた者
- (5) 部会員 LOVESAIJOポイント部会設置規程第3条第1項に規定するポイント取扱事業者、運営事業者及び行政機関等

### (ポイント付与対象事業)

第3条 ポイントの付与対象となる事業（以下「付与対象事業」という。）は、円滑な運用が可能として部会長が認めた事業とする。

### (ポイントの付与)

第4条 ポイントは、部会員が実施する付与対象事業に参加した利用者に付与するものとする。

2 ポイントの付与は、利用者が所有するスマートフォン又はタブレット端末のアプリケーションに記録することによる。ただし、部会長が特別に認める場合においては、この限りでない。

3 付与するポイント数は、対象事業ごとにその内容等を考慮し、部会長が定めるものとする。

### (ポイントの利用及び還元)

第5条 部会員は、利用者から部会員の店舗等において商品の購入又はサービスの提供に係る対価のポイントの利用申し出があった場合は、利用者が希望するポイント数を回収し、支払に充てることとする。

2 部会員は、アプリケーションを介して利用者から前項に規定する対価を受領するときは、ポイントを移行することにより、当該対価からポイントに相当する金額を差し引き利用者に請求する。

3 部会員は、利用者がポイント利用の有無に関わらず、部会員の店舗等において商品の

購入またはサービスの提供に係る対価の支払いをするときは、ポイント還元を行わなければならないこととし、その取扱方法については、部会長が別に定める。

4 利用者が、西条市内において商品の販売又はサービスの提供等を行う部会員の店舗等において、ポイントを利用する場合、部会員は応じなければならない。

(ポイントの請求等)

第6条 部会員は、第4第及び第5条の規定により利用者との間において付与、還元及び受領したポイントを相殺し、所定の手続きによりLOVESAIJOポイント部会（以下「部会」という。）に移行するものとする。

2 部会は、前項のポイントの移行を部会員からの請求とみなし、ポイントを日本円に換算し、当該金額を部会員に支払うものとする。ただし、前項の規定によりポイントを相殺した結果、ポイント残高がマイナスとなった場合においては、部会員がその差額を現金で部会に支払うものとする。

3 前項に規定する換算方法は、部会長が別に定める。

(ポイント取扱手数料)

第7条 部会員は、部会長が別に定めるところにより、部会に対しポイント取扱手数料及びプラットフォーム利用料を支払わなければならない。

(遵守事項)

第8条 ポイント取扱い事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対してポイントの換金を行わないこと
- (2) ポイントの再利用及び再流通を行わないこと
- (3) 利用者からの苦情又は紛争が生じ、当該苦情又は紛争が自己の責に帰すると認められる場合には、自ら解決に努めること
- (4) ポイントの取扱い等に関し、部会長からの要請があったときは、それに従うこと。
- (5) 利用者からポイント利用又は還元の申出があったときは、これを拒否しないこと。
- (6) 本事業の取扱事業者であることの標示を部会長が別に定める方法で行うこと

(ポイント対象としない支払い)

第9条 次に掲げるものに関する支払いは、ポイントの利用の対象としない。

- (1) 商品券、切手、プリペイドカード及び印紙等換金性の高い商品
- (2) 税金及び公共料金
- (3) たばこ
- (4) 取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金及び未払金
- (5) 金融、貸金、保険及び証券に関するもの
- (6) 風俗営業に関するもの
- (7) 特定の宗教及び政治団体と関わるもの並びに公序良俗に反するもの
- (8) 反社会的勢力との関係が認められる事業所に関するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部会長が特に指定するもの

(ポイントの有効期間)

第10条 ポイントの有効期間は、原則として当該ポイントが付与された日から2年間とする。

2 前項の規定に関わらず、部会長は法令等の範囲内において、有効期間を特別に定める

ポイントを発行することができる。

(ポイントの失効)

第11条 利用者が所有するスマートフォン又はタブレット端末の故障又は紛失等、利用者又は部会以外の第三者の責によりポイントを消失したときは、当該ポイントは効力を失う。

(ポイント事業の停止)

第12条 部会長は、ポイント事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、西条市と相談の上、利用者及び部会員に事前に周知することなく、ポイント事業を停止することができる。

(ポイント事業の終了)

第13条 部会長は、ポイント事業を終了するときは、利用者及び部会員に対し事前に相当の期間を定めて周知することとし、ポイント事業終了後は直ちにポイントは失効するものとする。この場合において、ポイント事業の終了後に生じた不利益又は損害について、その責を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ポイント運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。